

(議長)

日程第5、報告第1号、放棄したその他の債権の報告についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第1号、放棄したその他の債権の報告についてでございます。

江差町債権管理条例第12条第1項の規定により、別紙調書のとおり債権放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い致します。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

おはようございます。(「おはようございます」の声。)

それでは報告第1号について、補足説明をさせていただきます。議案書2ページの債権放棄調書をご覧ください。

本件につきましては、町の債権管理条例第2条に規定する、その他の債権、いわゆる私債権を放棄した内容でございます。今年度に放棄した債権は、水道使用料1名、91件、130万3,218円となりました。放棄の理由としましては、同条例第12条第1項第7号の該当で、債務者の死亡により回収不能と判断したものです。抜けている年度もありますが、平成13年度から令和4年度までの91か月分を放棄したものです。

今後におきましても、私債権等不納欠損処分委員会における審議を通じながら、債権管理条例及び債権管理マニュアルに基づき、適切な対応に努めて参りますのでご理解頂きますよう宜しくお願い致します。説明は以上となります。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、報告第 1 号については、以上で終わります。